

天理市路線バス事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰の影響を受けながらも、市民生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして運行を継続している路線バス事業者の事業継続を支援するため、当該事業者に対し、予算の範囲内において天理市路線バス事業者エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、天理市補助金等交付規則（平成15年2月天理市規則第3号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(支援対象者)

第2条 支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する交通事業者であり、令和6年4月1日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があるものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条の許可を受け、法第3条第1号イに規定する一般旅客自動車運送事業を行うもののうち、天理市内の区域を含む路線を定めて定期的に運行する事業を行う者
- (2) 代表者又は役員に天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当する者がいないもの

(支援金の額)

第3条 支援対象者に対する支援金の額は、予算の範囲内において、令和4年度における路線バスの年間実車走行距離のうち本市の区域に係るものを行2.246キロメートル毎リットルで除した額に4.44円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、天理市路線バス事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求

書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。ただし、当該日までに提出することができないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 令和4年度における年間実車走行距離のうち本市の区域に係るものが確認できる書類。
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、当該書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、支援金の交付又は不交付を決定する。

2 支援金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

(交付決定等の通知)

第6条 市長は、前条の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに天理市路線バス事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に対し通知する。

2 市長は、前条の規定により交付金の不交付を決定したときは、速やかに申請者に対し、天理市路線バス事業者エネルギー価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

(交付金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の規定による交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付決定を受けたとき
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき

2 市長は、交付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該交付決定

者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。

3 市長は、第1項の規定により交付金の交付決定を取り消した場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に交付した支援金の一部又は全部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の一部又は全部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。